

食品衛生法の改正による

経過措置期間が終了します

保健所へのご相談はお済みですか？

2021年6月1日より前から営業している

以下のような新設された許可業種の食品等事業者の皆さまへ

**水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業、
密封包装食品製造業、食品の小分け業 等**



営業許可業種の
解説はこちら

※そうざい半製品等改正前に許可対象では無かった食品の製造についても許可が必要となります。



まずは保健所へご相談ください。

許可を取得するには、保健所による書類確認や現地調査が必要となるため、
期間終了日（2024年5月31日）に余裕を持って申請してください。

※営業許可は、オンラインによる申請ができます！ →裏面参照

営業許可の取得にかかる経過措置期間（3年）について

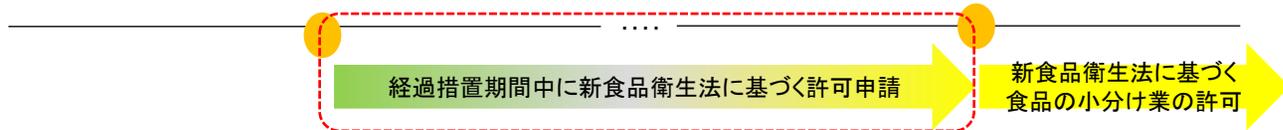
例1：X県において食品の小分け業の許可を取得する場合

第3次施行日
(2021年6月1日)

経過措置期間

経過措置期間終了
(2024年5月31日)

詳細はこちら



例2：X県において漬物製造業の条例許可（期限5年）を2021年4月1日に取得（更新）した場合

許可を取得（更新）
(2021年4月1日)

第3次施行日
(2021年6月1日)

経過措置期間

経過措置期間終了
(2024年5月31日)



営業許可の申請方法（オンライン）

Step 1

「食品衛生申請等システム」へアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



Step 2

食品等事業者情報登録（初回のみ）

「G BizID」※または「食品等事業者のアカウント」を作成し、IDとパスワードを取得します。

※G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

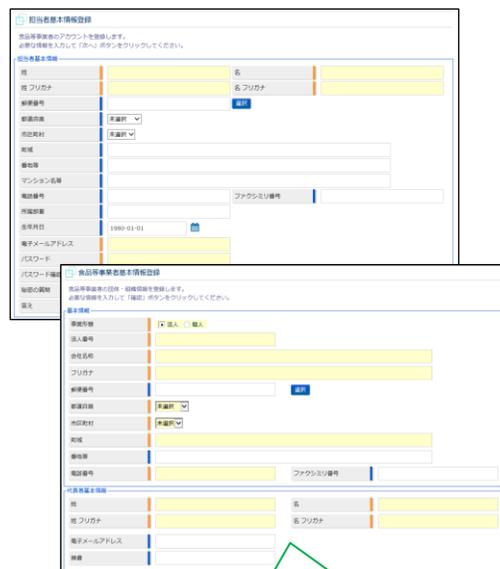
通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

① 「G BizIDの作成」または「アカウント作成」を選択

■PCサイト



② 必要情報を入力し、登録



■担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
■食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

■スマホサイト



Step 3

申請の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン

※Step 1 に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 「営業許可の申請」を選択



③ 必要情報を入力

④ 申請

※ 申請の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。



【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

